

平成 28 年度 北大東村

農・福・観連携による農業再生・6次産業化と地域ブランド構築事業

業務委託仕様書

1. (適用範囲)

本仕様書は、北大東村が実施する「農・福・観連携による農業再生・6次産業化と地域ブランド構築事業」における業務委託に関し必要な事項を定めるものである。

2. (目的)

本事業においては、農産物を使った特産品の開発・販売、6次産業化による地域活性化を目指す。農産物や特産品の高付加価値化のため、地域ブランドづくりを行う。

一方、これらの取り組みにより新たな雇用を生み出しつつ、これを補うための障害者、高齢者、子育て中の母親等の人的な資源をプールし、流動的な人的資源の需要に応えられる体制づくりを行う。

将来的（数年以内）には、観光客の受け入れ体制も整備し、これらの事業を包括的に推進する自立運営による組織（農業支援センター（仮称））の形成を目指す。

3. (業務概要)

本業務は、次の事項について業務を実施し、報告書として取りまとめるものとする。

括弧内の金額は、業務実施にあたっての費用配分の目安とすること。

- ① 新商品開発に向けたマーケティング（5,400,000円）
 - ・ 国内外におけるニーズ調査
 - ・ 国内外の展示会出展
- ② 地域ブランド構築（10,800,000円）
 - ・ 地域ブランド市場調査
 - ・ 地域ブランドコンセプト策定
 - ・ ブランドビジュアル・コピーの開発
- ③ 既存商品・農産物のブランド化とプロモーションの実施（5,400,000円）
 - ・ 各種メディアを使ったプロモーションの実施
- ④ 農産物を使った新商品の開発（5,400,000円）
 - ・ 農産物の成分分析
 - ・ 専門家招聘による新商品開発
 - ・ モニター販売の実施
- ⑤ 農業支援センター（DMO）の基本計画と設立計画の立案（3,240,000円）
 - ・ 関係者との協議会設置・運営
 - ・ 基本計画（機能・役割・経済効果の検討）策定
 - ・ 設立計画の策定

⑥ 農業支援センター（DMO）のビジネスモデル構築検討（3,240,000円）

- ・ 収益事業の検討
- ・ 収支シミュレーションの実施
- ・ 組織形態の検討

4.（工期）

本業務の履行期限は、平成29年3月17日とする。

5.（予算）

33,480千円以内（消費税込み）とする。

6.（報告書作成）

当事業において実施した内容及び実施内容によって得られた成果について報告書としてとりまとめるものとする。

7.（成果品）

成果品は以下のとおりとする。

- (1) 事業計画書及び業務報告書 正副1部ずつ
※(1)の具体的な内容に関しては受託者と協議の上、定めるものとする。

8.（事業者を求める要件）

業務の前提として、事業者は以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしたものにあつては厚生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 参加希望書等の提出期限の最終日以降、契約満了日までの期間において、北大東村及び他の官公庁契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (4) 当仕様書記載の実施内容を履行期間及びその後の運用期間において遂行可能な体制を組成すること。
- (5) 適切な進捗管理を行うことができる十分な体制を確保すること。
- (6) 県民税及び所在市町村税に未納がないこと。
- (7) 沖縄県内に本店を有すること。
- (8) 過去3年以内に本村からの元請けとしての受注実績を有すること。
- (9) 自治体における地域ブランド構築および6次産業化の実績を有すること。

9. 知的財産権等

(1) 機密保持

本仕様書に基づく作業等において、北大東村が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。なお、当該情報を第三者に開示する必要がある場合には、事務局と事前に協議し承認を得ること。

(2) 著作権

成果物の所有権及び著作権は北大東村に帰属する。ただし、本事業実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、事業者の責任と費用をもって処理する。

10. その他

- 1) 応募にあたって J V を組む場合には、J V 参加企業の担当業務範囲を明確にすること。
- 2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、北大東村及び事業者で協議の上決定する。
- 4) 当事業の委託費の精算にあたっては、精算払いのみとする。